

## 1 ミニスカートと統計

・ 10月18日が「統計の日」ということを知っていましたか？知っていれば、余程の「統計のプロ（いやオタク?）」と言えます。今から32年前（昭和48年7月3日）、政府は「国民が統計の重要性を理解し関心を持つことで、統計調査に一層協力してもらえるよう、わが国最初の近代的な生産統計である『府県物産表』の太政官布告が発せられた日」を統計の日と決めました（閣議了解）。それが、10月18日（実際は太陰暦で明治3年/1870年9月24日を太陽暦に換算）だったわけです。府県物産表をもう少し説明すると、これは明治政府が統計を作成するために各府県に報告（農林水産物、鉱工業生産物の全ての生産高報告）を求めたもので、わが国の統計が整備されていく過程で重要な役割を果たしました。

・ ところで、この日はもう一つの記念日でもありました。昭和42年10月18日、東京の羽田空港にイギリスから「ミニの女王」ツイギーが降り立ち、わが国にはミニスカートブームが湧き上がりました。こんな訳で10月18日は「ミニスカートの日」とも言われています。ミニスカートと統計、意外な関係があったんですね。

## 2 それ以外にもあった「統計の日」

・ わが国では、実は10月18日以外にもいくつかの「統計の日」が存在しました。例えば、三重県は昭和2年5月、内閣統計局が開催した地方各庁統計主任官会議に「統計記念日を第1回国勢調査施行日10月1日に選定することは意義がある」との提案を行いました。

・ この折角の提案も国レベルでは実現はしませんでした。和歌山県（昭和10年以降）と三重県統計協会（昭和12年以降）では、5月10日をそれぞれ「統計の日」と決めました。この5月10日は、大隈重信内閣の「統計の進歩改善に関する件」（大正5年内閣訓令第1号）が発せられた日です。その後（昭和12年）内閣統計局が作成した「統計記念日設定計画要領案」の統計記念日（期日）案には5月10日、4月26日（訓令公布日）、9月3日（孝徳天皇による戸籍作成の詔）、12月2日（国勢調査に係る法律公布日）などの日が示されています。

・ 現在、国や都道府県では「統計の日（10.18）」前後にポスターによる啓発や、統計調査員・調査協力者・グラフコンクール優秀者の表彰を行うなど、様々な記念行事を実施して統計の普及に努めています。

（資料）伊藤廣一著「統計歴史散歩」2000.6.1等より

（編集担当）地域の統計情報やご意見等をお寄せください。